

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第19条の規定に基づき、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るための事務局について定めることを目的とする。

(規定の範囲)

第2条 組織、事務分掌及び職制については、定款に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、臨時または特別の事務については必要により別に組織を設けることができる。

(組織の種別)

第3条 組織を分けて本所及び支所とする。定款第5条第1項に定める事務所に本所を置き、同第2項に定める従たる事務所に支所を置く。

(本所各課)

第4条 本所に、総務課、地域福祉課、施設福祉課及び在宅福祉課を置き、それぞれの課に次の班を置く。

課	班
総務課	総務班、経理班
地域福祉課	地域福祉班、団体支援班、在宅介護支援センター班、ボランティアセンター班、配食事業班
施設福祉課	横瀬保育所班、高齢者生活支援班
在宅福祉課	居宅介護班、訪問介護班、通所介護班、庶務班

(課の事務分掌)

第5条 前条各課の事務分掌は概ね次のとおりとする。

総務課	(1) 社会福祉法人事務に関する事。 (2) 理事会、評議員会に関する事。 (3) 定款及び諸規程に関する事。 (4) 財産の管理運営に関する事。 (5) 文書、人事、公印の管守その他庶務に関する事。 (6) 予算決算に関する事。 (7) 会員制度に関する事。 (8) 表彰に関する事。 (9) 広報活動に関する事。 (10) 車輛及び安全運転管理に関する事。 (11) 会計に関する事。 (12) 給与の支給に関する事。 (13) 職員の福利厚生に関する事。
地域福祉課	(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関する事。

地域福祉課	(2) 社会福祉活動への住民の参加のための援助に関する事 (3) 社会福祉の調査等に関する事。 (4) 福祉貸付金に関する事。 (5) 福祉総合相談に関する事。 (6) 福祉団体、福祉施設等との連絡調整に関する事。 (7) 在宅介護支援センター業務に関する事。 (8) ボランティアの育成及び連絡調整に関する事。 (9) 権利擁護に関する事。 (10) 緊急通報システムに関する事。 (11) 外出支援及び移送に関する事。 (12) 配食事業に関する事 (13) 各種募金の取り扱いに関する事。
施設福祉課	(1) 横瀬保育所の運営に関する事。 (2) 入所施設の運営に関する事。
在宅福祉課	(1) 訪問介護事業に関する事。 (2) 居宅介護支援事業に関する事。 (3) 訪問入浴介護等事業に関する事。 (4) 通所介護事業に関する事。 (5) 障害者自立支援法に基づく事業に関する事。 (6) 総務課、地域福祉課及び施設福祉課所管外の受託事業に関する事。

(支所の事務分掌)

第6条 支所に地域福祉係、児童福祉係及び在宅福祉係を置き、その事務分掌は概ね次のとおりとする。

地域福祉係	(1) 社会福祉活動への住民の参加のための援助に関する事。 (2) 社会福祉の調査等に関する事。 (3) 福祉貸付金に関する事。 (4) 福祉総合相談及び在宅介護支援センター窓口業務に関する事。 (5) 福祉団体、福祉施設等との連絡調整に関する事。 (6) ボランティアの育成及び連絡調整に関する事。 (7) 権利擁護に関する事。 (8) 外出支援及び移送に関する事。 (9) 配食事業に関する事 (10) 夏期学童保育に関する事。 (11) 会費の取り扱いに関する事。 (12) 各種募金の取り扱いに関する事。 (13) 社会福祉センターの受託管理に関する事。
児童福祉係	(1) 児童館の運営に関する事。 (2) 学童保育に関する事。
在宅福祉係	(1) 訪問介護事業に関する事。 (2) 通所介護事業に関する事。

	(3) 障害者自立支援法に基づく事業に関する事。
	(4) 生きがい活動支援通所事業に関する事。

(職制)

第7条 本所に、次の表の左に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
事務局長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
課長、所長	課及び保育所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任	担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副主任	主任を補佐し、所属職員を指揮監督する。

2 支所に、次の表の左に掲げる職を置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
支所長	支所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任	担当事務を掌理し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。
副主任	主任を補佐し、必要に応じ関係職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(社会福祉法人西海市社会福祉協議会事務局規程の廃止)

2 社会福祉法人西海市社会福祉協議会事務局規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年3月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月26日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月25日に改正し、施行する。